

保護者の皆様

武蔵野市長 松下 玲子

認可保育施設の登園自粛要請の解除について

日頃より本市の保育行政にご理解をいただき誠にありがとうございます。あわせて新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染の拡大防止を徹底するため、6月1日（月）から6月30日（火）までの間を登園自粛期間としておりましたが、7月1日（水）をもって登園自粛要請を解除いたします。

保育施設では、新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら、保育を実施いたします。保護者の皆様におかれましては、園児の安全確保と保育施設職員の感染リスクの軽減、感染拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 これからの保育について

保育施設では感染症対策に万全を期して、園内の消毒などを行い、保育環境の整備を行っています。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、日々の保育における散歩や夏季のプール、園行事の縮小や中止が見込まれますが、安全・安心を第一に保育を実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 登園に際してのお願い

- ・登園に際しては、お子様の体調把握（朝夕の検温等）を行い、発熱等があった場合には必ず園にご連絡ください。休日などに発熱していた場合、解熱後 24 時間以上が経過し呼吸器症状が改善されるまでは、登園を控えるようお願いいたします。（参考：厚生労働省発出 令和2年5月14日付け事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」）
- ・送迎の際は、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、咳や発熱等の症状がある場合の送迎はお控えください。
- ・児童または保護者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合、感染した際は、速やかに在籍園までご報告をお願いいたします。

3 育児休業から復職と利用者負担額(保育料)について

- ・令和2年4月以降に入所された児童の保護者の育児休業の復職期限については8月1日までとなります。復職後は速やかに「復職証明書」に「変更申請書兼届出書（教育・保育認定）」を添えて在園施設に提出してください。
- ・7月1日以降自主的に登園を控える場合は、通常どおり利用者負担額（保育料）がかかります。
- ・7月以降自主的に登園を控える場合、登園しない期間の取扱いについては通常どおり1か月を超えると退所となりますのでご注意ください。